

個品割賦販売契約約款

第1条(約款の適用)

株式会社日本ネットワークサービス(以下「当社」といいます。)は、携帯電話機、その付属品及びその他の商品(いずれも当社が指定するものに限るものとし、以下あわせて「商品」といいます。)の販売にあたり、この個品割賦販売契約約款(以下「本約款」といいます。)を定め、これにより商品の購入者と割賦販売に係る契約(以下「本契約」といいます。)を締結します。

第2条(約款の変更)

当社は、当社ホームページ掲載等当社所定の方法によりあらかじめ購入者に対して変更内容を告知することで本約款の変更をすることができます。この場合、契約条件は変更後の本約款によります。

第3条(契約の単位)

当社は、一の商品ごとに一本契約を締結します。

第4条(本契約の申し込みをすることができる条件)

本契約の申し込みは、当社が別に定めるサービス(以下「指定サービス」といいます。)を現に利用している者が、商品を当社から購入する場合に限り行うことができます。

第5条(契約申し込み)

本契約の申し込みをおこなう者(以下「申込者」といいます。)は、当社所定の書式に必要事項を記入し、当社に提出して行うものとします。

2. 前項の場合において申込者は、当社所定の書式に記載した内容を当社が確認するための書類を提示していただきます。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合はこの限りではありません。

第6条(契約申し込みの承諾)

当社は、本契約の申し込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従って承諾します。

2. 当社は、次の場合には契約の申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込者が本契約の申し込みに係る契約上の義務を怠る、あるいは本約款に違反するおそれがあることが明らかであるとき。
- (2) 申込者が当社への契約上の債務の履行を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (3) 申込者と当社との間で締結している個品割賦販売契約の数が当社が定める基準を超えたとき。
- (4) 申込者が本契約の申し込みより以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、且つ当社から契約を解除したことがあるとき。
- (5) 本契約の申し込みに必要な当社所定の書式への記載事項に不備がある、あるいは虚偽の事実を記載したとき。
- (6) 当社の業務遂行上著しい支障があるとき。
- (7) その他当社が不適当と判断したとき。

3. 当社は、前項の規定により契約申し込みを承諾しないときは、申込者に対してその旨を通知します。

第7条(契約の成立時点)

本契約は、当社が承諾した時点をもって成立するものとします。

第8条(商品の引き渡し及び所有権の移転)

商品は、本契約成立後、購入者に対し交付する書面(以下「交付書面」といいます。)記載の時期に当社から購入者に引き渡されるものとし、商品の現実の引渡し完了したときに商品の所有権が当社から購入者に移転するものとします。

2. 商品の所有権の移転前において、購入者は当該商品を担保に供し、譲渡し、または販売することができないものとします。

第9条(賦払金の支払方法)

購入者は、賦払金を交付書面記載の支払期日(以下「支払期日」といいます。)までに交付書面記載の支払方法により当社に支払うものとします。

第10条(債務の履行の継続)

購入者であって指定サービスの契約者は、本契約に基づく債務の完済までに当該指定サービスが解約、解除、または利用の休止があった場合であっても、その原因の如何に関わらず、交付書面記載の支払方法により当該債務の履行を継続するものとします。

2. 当社は、指定サービス契約者である購入者が指定サービス契約の利用を一時休止した場合であっても、本契約に基づく債務の支払いを怠ったときは、指定サービス契約を解除することができるものとし、指定サービス契約者である購入者は、当社に対しこのことについてあらかじめ承諾していただきます。

3. 当社は、前項に定める解除を行うときは、あらかじめ当該指定サービス契約者である購入者にそのことを通知します。

第11条(届け出事項の変更等)

購入者は、その氏名、住所若しくは居所または当社に届け出た支払方法その他の当社が指定する事項に変更があったときは速やかに当社に通知するものとします。

2. 購入者は、前項の通知を怠ったことにより当社からの通知または書類などが延着または不到達となった場合、当社からの通知または書類などは、通常到達すべき時に到達したものとみなすことに同意いただくものとします。

第12条(契約上の地位の譲渡)

購入者は、本契約の契約上の地位の譲渡を当社の承諾を条件として請求することができます。

2. 購入者は前項の規定により本契約上の地位の譲渡を請求するときは、当社所定の書面により当社に請求するものとします。

3. 当社は、次の場合には第1項の請求を承諾しないことがあります。

- (1) 本契約上の地位の譲渡を受ける者(以下「譲受人」といいます。)が本契約の申し込みに係る契約上の義務を怠る、あるいは本約款に違反するおそれがあることが明らかであるとき。
- (2) 譲受人が当社への契約上の債務の履行を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (3) 譲受人と当社との間で締結している個品割賦販売契約の数が当社が定める基準を超えたとき。
- (4) 譲受人が本契約の申し込みより以前に当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、且つ当社から契約を解除したことがあるとき。
- (5) 本請求に必要な当社所定の書式への記載事項に不備がある、あるいは虚偽の事実を記載したとき。
- (6) 当社の業務遂行上著しい支障があるとき。
- (7) その他当社が不適当と判断したとき。

4. 前3項の規定にかかわらず、購入者の指定サービス契約に係る名義変更を当社が承諾したときは、購入者は本契約の契約上の地位の譲渡を当社所定の書面により請求することができるものとします。

5. 前項の請求があった場合、当社は本条第3項の規定を準用して、その請求を承諾しないことがあります。

第13条(期限の利益の喪失)

購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- (1) 支払期日に賦払金を遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらずその期間内に支払いを行わなかったとき。
- (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払いを停止したとき。
- (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。
- (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたときまたは自らこれらの申立てをしたとき。
- (5) その売買契約が購入者にとって商行為（業務提供誘引販売個人契約に係るものを除きます。）となる場合で購入者が賦払金の支払いを1回でも遅滞したとき。

2 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- (1) 本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。
- (2) 指定サービス契約者である購入者が当社と締結している指定サービス契約に関する料金その他の債務についてその支払期日を超過してもなお支払わなかったとき。
- (3) その他購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

第14条(遅延損害金)

購入者は、賦払金の支払いを遅滞した場合、支払期日の翌日から支払日の前日までの当該賦払金に対し、法定利率を乗じた額を遅延損害金として当社に支払うものとします。ただし、支払期日の翌営業日から起算して10営業日以内に支払いがあった場合はこの限りではありません。なお、購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以後は次項の規定を適用するものとします。

2 購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の前日までの本契約に係る支払総額から既に支払いのあったすべての賦払金の合計額を控除して得た残金全額に対し、法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第15条(商品の滅失・毀損の場合の責任)

購入者は、本契約に基づく債務の完済までにその原因の如何を問わず、当該商品が滅失・毀損した場合であっても債務の履行を継続するものとします。

第16条(個人情報の取り扱い)

当社は、購入者に係る個人情報の取り扱いについて、当社が別途定める「個人情報保護方針」に基づき適切に取り扱うものとします。

第17条(反社会的勢力の排除)

購入者は、購入者が現在次の各号のいずれにも該当しないこと、且つ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等
- (8) 前各号の共生者
- (9) その他前各号に準ずる者

第18条(定めなき事項)

本約款に定めなき事項が生じた場合、当社と購入者は本契約の主旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。

附則

この約款は、2025年2月17日より適用します。